

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	37
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正.....（漁港漁村課）	37
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	40
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	41
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	41
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	41
○急傾斜崩壊危険区域の指定.....（維持管理防災課）	41
○建設業者に対する監督処分.....（建設管理課）	41
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	42
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	42
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（4件）.....	43
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	48
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	48
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	49
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者.....	51

告 示

北海道告示第738号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
平 取 町 平成29年1月5日から同年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第739号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成28年12月21日から施行する。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

宗谷（珊内地区）漁港（稚内市）の項中「宗谷（珊内地区）漁港」を「宗谷漁港（珊内地区）」に改める。

宗谷（清浜地区）漁港（稚内市）の項中「宗谷（清浜地区）漁港」を「宗谷漁港（清浜地区）」に改める。

宗谷（宗谷地区）漁港（稚内市）の項中「宗谷（宗谷地区）漁港」を「宗谷漁港（宗谷地区）」に改める。

浜中（浜中地区）漁港（礼文町）の項中「浜中（浜中地区）漁港」を「浜中漁港（浜中地区）」に改める。

浜中（江戸屋地区）漁港（礼文町）の項中「浜中（江戸屋地区）漁港」を「浜中漁港（江戸屋地区）」に改める。

礼文西（鉄府地区）漁港（礼文町）の項中「礼文西（鉄府地区）漁港」を「礼文西漁港（鉄府地区）」に改める。

礼文西（元地地区）漁港（礼文町）の項中「礼文西（元地地区）漁港」を「礼文西漁港（元地地区）」に改める。

新湊（栄浜地区）漁港（利尻町）の項中「新湊（栄浜地区）漁港」を「新湊漁港（栄浜地区）」に改める。

新湊（新湊地区）漁港（利尻町）の項中「新湊（新湊地区）漁港」を「新湊漁港（新湊地区）」に改める。

本泊（本泊地区）漁港（利尻富士町）の項中「本泊（本泊地区）漁港」を「本泊漁港（本泊地区）」に改める。

本泊（大磯地区）漁港（利尻富士町）の項中「本泊（大磯地区）漁港」を「本泊漁港（大磯地区）」に改める。

忍路漁港（小樽市）の項中「船揚場②東端南側角」を「船揚場②西端南側角」に改める。

古平漁港（古平町）の項中「船揚場及び漁船保管施設用地」を「船揚場及び船舶保管施設用地」に改める。

盃（盃地区）漁港（泊村）の項中「盃（盃地区）漁港」を「盃漁港（盃地区）」に改める。

盃（カブト地区）漁港（泊村）の項中「盃（カブト地区）漁港」を「盃漁港（カブト地区）」に改める。

鵜泊（鵜泊地区）漁港（せたな町）の項を次のように改める。

鵜泊漁港 （鵜泊地区） （せたな町）	外防波堤、外西防波堤、北防波堤、外防波堤北端東側角と外西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

鵜泊（太櫓地区）漁港（せたな町）の項中「鵜泊（太櫓地区）漁港」を「鵜泊漁港（太櫓地区）」に改める。

上浦漁港（せたな町）の項中「上浦漁港」を「上浦（上浦）漁港」に改める。

久遠漁港（せたな町）の項を次のように改める。

久遠漁港 （せたな町）	島防波堤、外南防波堤、南防波堤、北波除堤、島防波堤東端北側角と外南防波堤西端南側角を結ぶ直線、島防波堤西端北側角と北波除堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

乙部漁港（乙部地区）（乙部町）の項を次のように改める。

乙部漁港 （乙部地区） （乙部町）	第2外防波堤、北防波堤、西護岸、第2外防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線、第2外防波堤南端西側角と西護岸隅角部西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

福島（福島地区）漁港（福島町）の項を次のように改める。

福島漁港 （福島地区） （福島町）	北防波堤、東防波堤、外東防波堤、波除堤、東防波堤東端南側角と外東防波堤北端西側角を結ぶ直線、外東防波堤南端西側角と波除堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

福島（白符地区）漁港（福島町）の項を次のように改める。

福島漁港 （白符地区） （福島町）	南防波堤、防砂堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と防砂堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

福島（浦和地区）漁港（福島町）の項中「福島（浦和地区）漁港」を「福島漁港（浦和地区）」に改める。

志海苔（志海苔地区）漁港（函館市）の項中「志海苔（志海苔地区）漁港」を「志海苔漁港（志海苔地区）」に改める。

志海苔（銭亀地区）漁港（函館市）の項中「志海苔（銭亀地区）漁港」を「志海苔漁港（銭亀地区）」に改める。

汐首（汐首地区）漁港（函館市）の項中「汐首（汐首地区）漁港」を「汐首漁港（汐首地区）」に改める。

川汲（川汲地区）漁港（函館市）の項中「川汲（川汲地区）漁港」を「川汲漁港（川汲地区）」に改める。

川汲（安浦地区）漁港（函館市）の項中「川汲（安浦地区）漁港」を「川汲漁港（安浦地区）」に改める。

大舟（大舟地区）漁港（函館市）の項中「大舟（大舟地区）漁港」を「大舟漁港（大舟地区）」に改める。

大舟（美呂泊地区）漁港（函館市）の項中「大舟（美呂泊地区）漁港」を「大舟漁港（美呂泊地区）」に改め、項の次に次の1項を加える。

大舟漁港 （望呂地区） （函 館 市）	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

本別（本別地区）漁港（鹿部町）の項中「本別（本別地区）漁港」を「本別漁港（本別地区）」に改める。

区)」に改める。

本別（出来澗地区）漁港（鹿部町）の項中「本別（出来澗地区）漁港」を「本別漁港（出来澗地区）」に改める。

砂原漁港（森町）の項を次のように改める。

砂原漁港 （森町）	東防波堤、北外防波堤、東防波堤北端北側角と北外防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

落部（落部地区）漁港（八雲町）の項中「落部（落部地区）漁港」を「落部漁港（落部地区）」に改める。

落部（栄浜地区）漁港（八雲町）の項中「落部（栄浜地区）漁港」を「落部漁港（栄浜地区）」に改める。

落部（東野地区）漁港（八雲町）の項中「落部（東野地区）漁港」を「落部漁港（東野地区）」に改める。

静狩漁港（長万部町）の項中「西防波堤」を「新西防波堤」に改める。

礼文漁港（豊浦町）の項中「南防波堤、東防波堤西端南側角」を「南防波堤、西防波堤、東防波堤西端南側角」に改める。

有珠漁港（伊達市）の項を次のように改める。

有珠漁港 （伊達市）	（本港地区） 南防波堤、南防波堤北端東側角と南防波堤東側基部から南防波堤北端東側角に沿って130メートル延長した点（イ点）を結ぶ直線、物揚場東端北側角と物揚場北側を東側に沿って50メートル延長した点（ロ点）を結ぶ直線、イ点とロ点を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 （野矢の間地区） 北防波堤、東防波堤、北防波堤南端東側角と東防波堤西端南側角を結ぶ直線、東防波堤東端北側角と東護岸の南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

追直漁港（室蘭市）の項を次のように改める。

追直漁港 （室蘭市）	東防波堤①、東防波堤②、西防波堤、島防波堤、東側防波堤、西側防波堤、東防波堤①西端北側角と東防波堤②東端北側角を結ぶ直線、西防波堤西	漁船以外の船舶
---------------	--	---------

端北側角と島防波堤南端西側角を結ぶ直線、島防波堤西端北側角と東側防波堤東端南側角を結ぶ直線、西側防波堤北端東側角と外護岸北端北側角を結ぶ直線、外護岸北端北側角から真方位45度43分48秒方向に引いた直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域

船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域

イタンキ漁港（室蘭市）の項中「外防波堤」を「外防波堤①」に「外防波堤屈曲部西端北側角」を「外防波堤①西端北側角」に「西防波堤南端南側角」を「西防波堤南端西側角」に改める。

鷺別漁港（鷺別地区）（登別市）の項を次のように改める。

鷺別漁港 （鷺別地区） （登別市）	（鷺別川の北側漁港地区） 外防波堤、防砂堤、南防波堤、東防波堤、外防波堤南端西側角と東防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 （鷺別川の南側漁港地区） 西防波堤、西防波堤北端西側角と取付護岸東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

鷺別漁港（富浦地区）（登別市）の項を次のように改める。

鷺別漁港 （富浦地区） （登別市）	南防波堤、南防波堤西端北側角から真方位342度3分に引いた直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	鷺別漁港（富浦地区）区域内における海浜地のうち、別図に示す陸域	

鵜川漁港（むかわ町）の項を次のように改める。

鵜川漁港 （むかわ町）	東防波堤、南防波堤、南防波堤突堤、北防波堤、南防波堤突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と南防波堤突堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

旭浜（大樹）漁港（大樹町）の項を次のように改める。

旭浜（大樹）	南防波堤、東防波堤、東防波堤突堤、新北防波	漁船以外の船舶
--------	-----------------------	---------

漁港 (大樹町)	堤、東防波堤突堤西端西側角と新北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

大樹漁港（大樹町）の項を次のように改める。

大樹漁港 (大樹町)	西防波堤、砂防堤、第2外防波堤、東防波堤、東防砂堤、外防波堤、島堤、防砂堤基部から190メートルの点と西防波堤東端南側角を結ぶ直線、第2外防波堤北端西側角と島堤南端東側角を結ぶ直線、島堤南端西側角と外防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

大津漁港（豊頃町）の項中「南防波堤南端南側角」を「南防波堤東端南側角」に改める。

厚内漁港（浦幌町）の項を次のように改める。

厚内漁港 (浦幌町)	防砂堤、西防波堤、西防波堤突堤、東防波堤、西防波堤突堤東端北側角と東防波堤南端西側角を結ぶ直線、西防波堤基部から392メートルの点と防砂堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	

散布（散布地区）漁港（浜中町）の項中「散布（散布地区）漁港」を「散布漁港（本港地区）」に改める。

散布（藻散布地区）漁港（浜中町）の項中「散布（藻散布地区）漁港」を「散布漁港（藻散布地区）」に改める。

散布（渡散布地区）漁港（浜中町）の項中「散布（渡散布地区）漁港」を「散布漁港（渡散布地区）」に改める。

厚岸漁港（厚岸町）の項中「厚岸漁港」を「厚岸（厚岸）漁港」に改める。

厚岸（門静地区）漁港（厚岸町）の項中「厚岸（門静地区）漁港」を「厚岸（門静）漁港」に改める。

歯舞（歯舞地区）漁港（根室市）の項中「歯舞（歯舞地区）漁港」を「歯舞漁港（歯舞地区）」に改める。

歯舞（瑤瑤瑁地区）漁港（根室市）の項中「歯舞（瑤瑤瑁地区）漁港」を「歯舞漁港（瑤瑤瑁地区）」に改める。

歯舞（温根元地区）漁港（根室市）の項中「歯舞（温根元地区）漁港」を「歯舞漁港（温

根元地区）」に改める。

幌茂尻（幌茂尻地区）漁港（根室市）の項中「幌茂尻（幌茂尻地区）漁港」を「幌茂尻漁港（幌茂尻地区）」に改める。

幌茂尻（温根沼地区）漁港（根室市）の項中「幌茂尻（温根沼地区）漁港」を「幌茂尻漁港（温根沼地区）」に改める。

ウトロ（知床岬地区）漁港（斜里町）の項中「ウトロ（知床岬地区）漁港」を「ウトロ漁港（知床岬地区）」に改める。

ウトロ（ウトロ地区）漁港（斜里町）の項中「ウトロ（ウトロ地区）漁港」を「ウトロ漁港（ウトロ地区）」に改める。

能取（湖口地区）漁港（網走市）の項中「能取（湖口地区）漁港」を「能取（湖口）漁港」に改める。

能取（二見ヶ岡地区）漁港（網走市）の項中「能取（二見ヶ岡地区）漁港」を「能取（二見ヶ岡）漁港」に改める。

能取（卯原内地区）漁港（網走市）の項中「能取（卯原内地区）漁港」を「能取（卯原内）漁港」に改める。

能取（能取地区）漁港（網走市）の項中「能取（能取地区）漁港」を「能取（能取）漁港」に改める。

富富士（富富士地区）漁港（佐呂間町）の項中「富富士（富富士地区）漁港」を「富富士漁港（富富士地区）」に改める。

富富士（若里地区）漁港（佐呂間町）の項中「富富士（若里地区）漁港」を「富富士漁港（若里地区）」に改める。

北海道告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 茅部郡森町字霞台116の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字薫別248の1・248の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦河町役場の掲示場に掲示した。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年北海道告示第708号
- 2 所在が不明な者 松倉 公一、角田 清次

北海道告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 岩見沢三笠線	三笠市弥生藤枝町87番6地先から 同市弥生町2丁目22番2地先まで	平成28.12.20 午前6時

北海道告示第744号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

釧路大川町1（その2）急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号とを結んだ線によって囲まれた区域

市 字	地番	標柱番号
釧路市 大川町	61番20	1
同 住吉町	35番2	2
同 同	35番1	3
同 大川町	62番7	4
同 同	62番17	5

北海道告示第745号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成28年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 処分をした年月日 平成28年12月6日
- (2) 処分を受けた者
- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ア 商号及び代表者の氏名 | 北斗工機株式会社 工藤 博司 |
| イ 主たる営業所の所在地 | 札幌市西区八軒10条東4丁目3-10 |
| ウ 建設業の許可の番号 | （般-26）石第02813号
（特-27）石第02813号 |
- (3) 処分の内容
- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ア 営業停止の範囲 | 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 |
| イ 営業停止の期間 | 平成28年12月21日から平成29年1月19日までの30日間 |
- (4) 処分の原因となった事実
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年12月6日
- (2) 処分を受けた者

ア 商号及び代表者の氏名 エム・エス・ケー農業機械株式会社 杉野 俊樹 イ 主たる営業所の所在地 恵庭市戸磯193番地 8 ウ 建設業の許可の番号 (特-25) 石第21407号 (3) 処 分 の 内 容 ア 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 イ 営 業 停 止 の 期 間 平成28年12月21日から平成29年 1 月19日までの30日間 (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第 3 項に該当した。 3(1) 処分をした年月日 平成28年12月 7 日 (2) 処分を受けた者 ア 商号及び代表者の氏名 株式会社キセキ北海道 小田切 元 イ 主たる営業所の所在地 岩見沢市東町 2 条 7 丁目1004 - 1 ウ 建設業の許可の番号 (特-28) 空第02681 (3) 処 分 の 内 容 ア 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 イ 営 業 停 止 の 期 間 平成28年12月21日から平成29年 1 月19日までの30日間 (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第 3 項に該当した。	北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（65台分） 一式 2 落札を決定した日 平成28年12月 9 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社サイトー (2) 住 所 旭川市神楽岡14条 7 丁目 1 番22号 4 落札金額 122,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年11月11日付け北海道上川総合振興局告示第156号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
北海道告示第746号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成28年12月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 札幌市 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（8・6・3号 西2丁目地下歩道） 3 事 業 施 行 期 間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし	北海道オホーツク総合振興局告示第143号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年12月20日 北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 除雪トラック（10 t 級） 1 台 (2) ロータリ除雪車（2.6m／3,400 t 級） 1 台 2 落札を決定した日 平成28年12月 9 日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 UDトラックス道東株式会社 イ 住 所 帯広市西21条北 1 丁目 3 番12号 (2)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 1 番10号 4 落札金額 (1) 34,668,000円 (2) 43,200,000円
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道上川総合振興局告示第167号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年12月20日	

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年10月28日付け北海道オホーツク総合振興局告示第129号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	いこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。																
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																	
北海道教育庁石狩教育局告示第184号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年12月20日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 <table border="0"> <tr><td>ア 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩A地区）購入契約</td><td>120台</td></tr> <tr><td>イ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩B地区）購入契約</td><td>110台</td></tr> <tr><td>ウ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩C地区）購入契約</td><td>113台</td></tr> <tr><td>エ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩D地区）購入契約</td><td>115台</td></tr> <tr><td>オ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩E地区）購入契約</td><td>115台</td></tr> <tr><td>カ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩F地区）購入契約</td><td>120台</td></tr> <tr><td>キ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩G地区）購入契約</td><td>115台</td></tr> <tr><td>ク 生徒用パーソナルコンピューター一式購入契約</td><td>27台</td></tr> </table> アからクまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成29年3月31日（金） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい	ア 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩A地区）購入契約	120台	イ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩B地区）購入契約	110台	ウ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩C地区）購入契約	113台	エ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩D地区）購入契約	115台	オ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩E地区）購入契約	115台	カ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩F地区）購入契約	120台	キ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩G地区）購入契約	115台	ク 生徒用パーソナルコンピューター一式購入契約	27台	ア 申 請 の 時 期 平成28年12月20日（火）から平成29年1月13日（金）まで （日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで （最終日は正午まで） イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室 （送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成29年1月23日（月）午前10時（送付による場合は、同月20日（金）午後4時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
ア 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩A地区）購入契約	120台																
イ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩B地区）購入契約	110台																
ウ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩C地区）購入契約	113台																
エ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩D地区）購入契約	115台																
オ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩E地区）購入契約	115台																
カ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩F地区）購入契約	120台																
キ 校務用パーソナルコンピューター一式（石狩G地区）購入契約	115台																
ク 生徒用パーソナルコンピューター一式購入契約	27台																

平成28年 3 月11日付け北海道教育庁石狩教育局告示第54号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

personal computer (A group) 120 sets
personal computer (B group) 110 sets
personal computer (C group) 113 sets
personal computer (D group) 115 sets
personal computer (E group) 115 sets
personal computer (F group) 120 sets
personal computer (G group) 115 sets
personal computer 27 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 23, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 20, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁後志教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月20日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道小樽商業高等学校総合実践システム一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成29年3月31日（金）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年12月20日（火）から平成29年1月19日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 平成29年1月31日（火）午前10時（送付による場合は、同月30日（月）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量 後志管内道立学校校務用パソコンの購入契約 一式 (2) 予定時期 平成28年12月20日 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。	契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (3) 電話番号 0136-23-1979 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer and peripheral devices 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 31, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 30, 2017) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan Phone : 0136-23-1979 北海道教育庁後志教育局告示第51号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年12月20日 北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 後志管内道立学校校務用パソコン等購入契約（小樽地区） 一式 イ 後志管内道立学校校務用パソコン購入契約（余市地区） 一式 ウ 後志管内道立学校校務用パソコン購入契約（倶知安・岩内地区） 一式 エ 後志管内道立学校校務用パソコン購入契約（蘭越・寿都地区） 一式 アからエについては、それぞれの入札による。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成29年3月31日（金） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
--	---

いこと。

(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年12月20日（火）から平成29年1月23日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
ただし、平成29年1月23日（月）は午前9時から午後1時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成29年1月31日（火）午前11時（送付による場合は、同月30日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成28年12月20日付け北海道教育庁後志教育局告示第50号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal computer 1 set

b Personal computer 1 set

c Personal computer 1 set

d Personal computer 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 31, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 30, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁胆振教育局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月20日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 43台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成29年3月31日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、調達物品要求仕様書に記載の要件を満たしていることを事前に証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年12月20日（火）から平成29年1月20日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 平成29年2月6日（月）午前10時（送付による場合は、同月3日（金）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) パーソナルコンピュータ等の購入契約（胆振西部地域） 249台 一式

(イ) パーソナルコンピュータ等の購入契約（胆振東部地域） 239台 一式

イ 予定時期 平成29年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成28年9月16日付け北海道教育庁胆振教育局告示第34号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の可否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

12 Sumamary

- A Nature and quantity of the products to be procured : personal computer 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 6, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 3, 2017)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月20日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
パーソナルコンピュータ 13台 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年11月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社つうけんアクティブ
(2) 住 所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号
- 4 落札金額
1,193,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年10月11日付け北海道教育庁胆振教育局告示第35号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁渡島教育局告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月20日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成28年12月20日に一般競争入札の公告を行う渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約
(2) 資 格 渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者

(ア) 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者

(イ) 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者

イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年12月20日（火）から平成29年1月25日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から

午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 |
| (3) 電 話 番 号 | 0138-47-9029 |

北海道教育庁渡島教育局告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月20日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

- 1 入札に付する事項
- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 | 渡島管内道立学校で使用する電力 |
| ア 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） | 21校 合計1,429キロワット |
| イ 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価） | 21校 合計3,501,159キロワット時 |
| (2) 調達をする物品等の仕様等 | 入札説明書による。 |
| (3) 契 約 期 間 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |
| (4) 納 入 場 所 | 入札説明書による。 |
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成28年北海道教育庁渡島教育局告示第62号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成29年2月8日（水）午前10時（送付による場合は、同月7日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次に
よる。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ア 名 称 | 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 |
| イ 所 在 地 | 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 |
| ウ 電 話 番 号 | 0138-47-9029 |

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School
- a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,429 kW
- b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,501,159 kwh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 8, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 7, 2017)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁十勝教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月20日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア パーソナルコンピューター（A地区） 122台 一式
- イ パーソナルコンピューター（B地区） 124台 一式
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成29年3月31日（金）

(4) 納入場所 入札説明書及び納入場所一覧による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年12月20日（火）から平成29年1月13日（金）まで
（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成29年1月20日（金）午前10時（送付による場合は、同月19日（木）午後4時必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年5月20日付け北海道教育庁十勝教育局告示第34号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tyk/）において、ダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 080－8588 帯広市東3条南3丁目 (3) 電 話 番 号 0155－26－9237 12 Summary		A Nature and quantity of the products to be procured : a Personal computer 122 sets b Personal computer 124 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 20, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 19, 2017) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-26-9237	
		道 労 働 委 員 会 告 示	
		北海道労働委員会告示第2号 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成28年12月20日 北海道労働委員会会長 浅 水 正	
氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
あさみず ただし 浅 水 正	北海道労働委員会第42期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～40期公益委員、第41期会長代理	平成28.12. 1
かとうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第42期会長代理 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～41期公益委員	同
やしろ まゆみ 八 代 眞由美	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	北海道紛争調整委員会委員	同
やましたりゅういち 山 下 竜 一	北海道労働委員会第42期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	大阪府立大学経済学部助教授 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同
やましたふみ お 山 下 史 生	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会照会申出審査委員会委員長 北海道労働委員会第41期公益委員	同
あさくら やすし 朝 倉 靖	北海道労働委員会第42期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同
くにたけひで お 國 武 英 生	北海道労働委員会第42期公益委員 小樽商科大学商学部企業法学科准教授	北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40～41期公益委員	同
さとうやすみつ 佐 藤 泰 光	北海道労働委員会第42期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第38～41期労働者委員	同

ば ば おさむ 馬 場 修	北海道労働委員会第42期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局次長	自治労全北海道庁労働組合政策情報室事務局長 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
お ぐろしゅうじ 小 黒 修 司	北海道労働委員会第42期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道労働委員会第38～41期労働者委員	同
さ か い まさし 坂 井 正	北海道労働委員会第42期労働者委員 札幌トヨタ自動車労働組合顧問	全トヨタ販売労働組合本部副事務局長 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
まつ だ とも こ 松 田 朋 子	北海道労働委員会第42期労働者委員 元 日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会委員長	北海道労働審議会委員 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
あかさかまさのぶ 赤 坂 正 信	北海道労働委員会第42期労働者委員 北海道労働組合総連合副議長	法務省人権擁護委員	同
さ とうしょういち 佐 藤 昌 一	北海道労働委員会第42期労働者委員 U Aゼンセン北海道支部支部長	U Aゼンセン兵庫県支部支部長 北海道労働委員会第41期労働者委員	同
じん しゅうじ 神 秀 治	北海道労働委員会第42期使用者委員 北海道経済連合会常務理事	北海道経営者協会常務理事 北海道労働委員会第40～41期使用者委員	同
つち や よしつぐ 土 屋 善 嗣	北海道労働委員会第42期使用者委員 つちや人事労政事務所所長	財団法人産業雇用安定センター人材育成支援コーディネーター 北海道労働委員会第39～41期使用者委員	同
えんどう よしみ 遠 藤 芳 美	北海道労働委員会第42期使用者委員 日本通運株式会社参与	蔦井倉庫株式会社代表取締役社長	同
まつ だ たかし 松 田 隆	北海道労働委員会第42期使用者委員 松田隆特定社会保険労務士・行政書士事務所所長	株式会社北海道ヒューマン・パワーズ代表取締役	同
や の かずひで 矢 野 一 英	北海道労働委員会第42期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所事務局長	同
お ぬまてるあき 小 沼 輝 明	北海道労働委員会第42期使用者委員 北電興業株式会社取締役管理部長兼安全推進室長	北海道電力株式会社人事労務部部長 北海道労働委員会第38～41期使用者委員	同
あさくら ゆきこ 朝 倉 由紀子	北海道労働委員会第42期使用者委員 S O C株式会社代表取締役社長	S O C株式会社人事管理本部ニュービジネス本部取締役 北海道労働委員会第41期使用者委員	同
へん み ひろゆき 辺 見 広 幸	北海道労働委員会事務局長	日高振興局長	平成28. 4. 8
かぶとや しゅんじ 甲 谷 俊 二	北海道労働委員会事務局総務審査課長	経済部産業振興局産業振興課基盤調整担当課長	同
よしむらゆう じ 吉 村 雄 二	北海道労働委員会事務局調整課長	農政部農業経営局農業経営課農業金融担当課長	平成27. 4. 10